

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
令和5年度 事業計画

全国地域包括・  
在宅介護支援センター協議会が  
会員センターとともに…

〈ビジョン〉

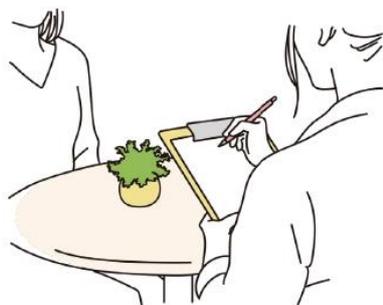
# 地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像

想像から創造へ for  
地域共生社会をめざすこれからの10年 2032

協議会は、「全社協 福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」と連動し、人と地域それぞれが個性を輝かせながら支えあい、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、社会の変化に応じた新しい発想と方法で未来を描き、創造していくことができる組織として、会員センターと共に歩み、取り組んでいきます。

## 1 自分らしく暮らし続けられる 地域をつくります

地域の特性を活かし、行政や医療・福祉等関係機関、民生委員・児童委員等との連携により、介護保険サービスはもとより、住民主体の取り組みや人々の暮らしに関わる多種多様な業態も含めた社会資源の力を結集させ、高齢者等が住み慣れた場所で安心して尊厳あるその人らしい生活を続けられる地域づくりに取り組みます。



## 2 生き活きと働き、地域の信頼を 得られる人材を育成します

センター職員が自信と誇りをもって生き活きと働くことができるよう、専門職として必要な知識・技術を習得するために、必要な研修や資格取得の機会を確保すると共に、実践経験の機会を積極的に支援することで、地域の信頼を得られる人材を育成します。

## 3 分野を超えた 相談支援に貢献します

地域共生社会の実現をめざし、高齢者だけでなくその世帯や地域住民が抱える様々な悩みや問題、課題の解決に向けて、世代や分野を超えた相談支援体制の構築に貢献します。



社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

# ビジョン実現に向けた本会の行動指針

取組み期間：2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度) ※2027年度(令和9年度)に見直し

ビジョンを実現するために、協議会として以下のとおり行動指針を定めます。

## 1 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます

会員センターが地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、さらには地域共生社会の実現に貢献するため、センターが協議会組織のネットワークを活かして実践力を高められるよう、以下に取り組みます。

- 1 会員センターが市区町村圏域を超えた連携を図ることができるよう、全国47都道府県においてセンターが集う都道府県組織をつくります。
- 2 会員センターが業務の改善や効率化等の取り組みを実践できるよう、都道府県組織・ブロック組織の活動を活性化し、センターがそれぞれの地域で展開している実践事例の共有化を積極的に行います。
- 3 都道府県組織を中心に未加入センターの加入を進め、より多くのセンターが集う力のある協議会を築くことで、センターへの支援力を高めます

## 2 センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます

職員が活き活きと働き、地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりに誇りをもって取り組むことができるよう、以下に取り組みます。

- 4 センター運営に係る問題点を調査等により抽出し、会員センターの声をエビデンスとして国に届け、センターが担う業務の改善、職場の環境改善に向けた提言・要望活動を行います。
- 5 都道府県、市区町村に対して、都道府県組織・会員センターがそれぞれ提言・要望活動に取り組むことができるよう支援します。
- 6 全国社会福祉協議会の種別協議会の一員として、関係機関、団体と連携を図り、地域包括ケアシステムの充実、地域共生社会の実現等に向けて制度、予算等の提言・要望活動に取り組みます。

## 3 センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

センター職員がもつ専門性を活かし、利用者の相談支援等をとおして地域共生社会の実現に向けた取り組みを進められるよう、以下に取り組みます。

- 7 会員センターが職員の専門性を活かして業務に取り組むことができるよう、都道府県組織・ブロック組織・全国組織の各段階において、センター職員に必要な知識・技術が習得できる研修機会を提供します。
- 8 会員センター職員が地域において多世代、多分野に渡る相談対応にあたれるよう、最新の制度動向や多様な実践事例などの有益な情報提供を行います。

お問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル 社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内  
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428

## 令和5年度 事業計画における基本方針

少子高齢社会が進み、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、高齢者人口に占める85歳以上人口の割合が上昇することが見込まれている。一方、生産年齢人口の減少により、社会保障制度の持続可能性の確保が課題となっている。

令和6年度からの第9期介護保険事業計画に向け、さまざまな課題が提起された。円滑な制度運用のためにも、本会は引き続き、地域包括支援センターの体制強化、業務負担軽減、職員の処遇改善等、現場の実態に即した取り組みを進めていく。

また、社会福祉施設・事業所において従事者による高齢者等への虐待事案が相次いで発覚している。地域包括支援センターは行政や社会福祉協議会とともに地域の高齢者等の権利擁護を担っており、本会は、虐待・権利侵害の根絶に向けた行動を会員センターとともに強い決意をもって進めていく。

「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」では、組織強化、制度改善にむけた提言、センター職員の質向上を柱として行動指針を定めた。全国の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターをつなぐ唯一の協議会組織として、ブロックおよび都道府県・指定都市組織と連携し、全国の地域包括・在宅介護支援センターが住民の期待に応えることができるよう支援するとともに、地域共生社会の実現、および地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進等に向け、以下の事業に取り組むこととする。

### 長期目標（令和2年度～令和6年度）

- ① 会員組織率の向上：地域包括支援センター会員 40% ⇒ 50%
- ② 全都道府県における協議会組織化

新

## 地域共生社会の実現をめざす「ビジョン実現に向けた本会の行動指針」に基づく 重点課題

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます
2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます
3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます ★

(1) 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」の周知（常任協議員会、総務広報委員会、研修委員会）

- 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」を組織内外に周知し、本会会員センターの理念、方針の浸透を図る。
- 本会が開催する研究大会・研修会や諸会議の資料等や本会広報媒体等への掲載などをはじめとし、あらゆる機会を活用して周知を図り、組織強化、人材育成、地域包括ケアシステムの深化・推進および地域共生社会の実現をめざすとともに、都道府県・指定都市組織ならびに会員センターにおける理解、実践を促進する。

(2) 未組織県の組織化に向けた働きかけ（常任協議員会、総務広報委員会）

- 全ての都道府県における協議会設置に向け、本会役員等の訪問活動等による未組織県への働きかけを行う。

(3) 「会員拡大に向けた強化方策」の推進（総務広報委員会）

- 「会員拡大に向けた強化方策」に基づき、本会としての取り組みを推進するとともに、ブロックおよび都道府県・指定都市組織における取り組みを支援する。
- 前項に加え、さらなる会員拡大策について検討を行う。

(4) ブロック組織活動の推進（常任協議員会、総務広報委員会）

- 本会事業をより一層充実・推進するため、本会役員と都道府県・指定都市組織の役員による意見交換等を目的とした「ブロック連携会議」を、全国8ブロックにおいて実施する。
- ブロック活動の一層の充実に向け、ブロックのあり方について検討する。

(5) 組織活動助成の実施（総務広報委員会）

- 都道府県・指定都市組織およびブロックの活動を支援するため、組織活動助成 実施要項に基づいて助成を行う。

## 2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます ★

### (1) 地域包括・在宅介護支援センターをめぐる課題整理と厚生労働省への対応 (制度・政策委員会)

- 第9期介護保険事業計画にむけて、社会保障審議会 介護保険部会でとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」で提起された方向性による制度改正にあたり、円滑な施行のための提言を行う。

### (2) 在宅介護支援センターの活動推進 (制度・政策委員会)

- 地域の身近な相談機関である在宅介護支援センターの発展的な活動につなげるため、会員センターへの取り組み事例の発信、国への要望・提言活動等に取り組み、在宅介護支援センターの活動推進を図る。

### (3) 厚生労働省との定期的な意見交換の実施 (常任協議員会、制度・政策委員会)

### (4) 地域包括支援センターに関わる老健事業 (国庫補助事業) への委員参画や事業協力 (常任協議員会)

### (5) 地域包括支援センターの業務継続計画 (BCP) に関する調査研究 (調査研究委員会)

- 令和3年度介護報酬改定に伴い、介護予防支援事業所に対して策定が義務づけられた業務継続計画 (BCP) について、各地域包括支援センターが業務継続計画 (BCP) を作成する際の考え方の参考資料となりうる、考え方を整理する (令和4年度からの継続事業)。

### (6) センター運営に係る問題点の検討 (調査研究委員会、制度・政策委員会)

- 実態調査 2024 (令和6年度実施予定) の実施に向けた調査票の設計等の準備に着手する。

### 3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます ★

#### (1) センター職員の資質向上に向けた、研究大会・研修会の実施（研修委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センター業務に関する制度動向、実践事例の募集・発表、参加者同士の情報共有等により、会員センター職員の資質向上に資するため、以下の研究大会・研修会を開催する。
  - ・ 令和5年度 第32回 全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会（令和5年9月11日・12日、北海道札幌市）
  - ・ 令和5年度 地域包括・在宅介護支援センター リーダー職員研修会（令和5年7月）
  - ・ 令和5年度 全国地域包括・在宅介護支援センター 研修会（令和6年3月）

新

#### (2) 虐待・権利侵害の根絶に向けた対応（調査研究委員会、研修委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センター業務における虐待対応事例を収集し、本会主催の研究大会・研修会等で共有するなど、会員センターにおける取組に資するものとする。
- 本会が作成した「地域包括支援センター業務の質の向上に向けたチェックシート（Vol.5）」の活用により、虐待・権利侵害の根絶に向けたセンター業務の質向上を図る。

#### (3) 地域包括支援センター業務の質の向上に向けたチェックシートの活用促進（調査研究委員会、研修委員会）

- 地域包括支援センターにおける業務の質の向上に向けた取り組みを実践できるように、本会が作成した「地域包括支援センター業務の質の向上に向けたチェックシート」の活用・促進を図る。
- 本会主催の研究大会・研修会等でチェックシートの活用を促進するための講義等を実施するとともに、都道府県・指定都市組織が開催する研修等において活用できるように支援する。

新

#### (4) 広報活動の充実と発信力強化に向けた検討の実施（総務広報委員会）

- 本会が運用する広報媒体（ホームページ、会報誌「ネットワーク」、メールニュース等）の運用方法について検討し、会員サービスの向上に資する情報発信力の強化を図る。

(5) ホームページの活用による情報発信（総務広報委員会）

- ホームページにおいて、センター運営に有用な情報を会員センター向けに情報提供するとともに、地域包括・在宅介護支援センター関係者や市町村（保険者）などに向けて本会事業ならびに地域包括・在宅介護支援センターについて理解促進を図るため、情報発信に取り組む。

(6) 会報誌「ネットワーク」の発行（年6回）（総務広報委員会）

- 会員センターによる取り組み好事例を全国的に共有化し、各センターにおける実践につなげることを目的として、会報誌「ネットワーク」を隔月発行する。

(7) メールニュース「全国地域包括・在介協からのご案内」の発行  
（総務広報委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センターに関わる制度動向等、会員センター運営に資する情報を掲載したメールニュース「全国地域包括・在介協からのご案内」を、随時発行する。

#### 4. 災害見舞金制度の運用

(1) 見舞金の送金（総務広報委員会）

- 大規模災害発生時においては、「災害見舞金制度」運営要綱に基づき、会員センターに対し迅速な見舞金送金を行う。

#### 5. 国および関係機関・団体との連携、協働の推進

(1) 全国社会福祉協議会 各種委員会等への参画

- ・ 全国社会福祉協議会 評議員会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 高齢者保健福祉団体連絡協議会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 政策委員会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 国際社会福祉基金委員会への参画

(2) 消費者庁「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」への参画

(3) その他、関係団体への事業協力や委員派遣

## 6. 諸会議の開催

- 協議員総会の開催
- 常任協議員会の開催
- 正副会長会議の開催
- 常設委員会の開催
  - ・ 総務広報委員会
  - ・ 調査研究委員会
  - ・ 研修委員会
  - ・ 制度・政策委員会
- 運営内規第12条第2項および第4項に基づく特別委員会の開催
  - ・ 会報誌「ネットワーク」編集委員会（所管：総務広報委員会）
  - ・ 地域包括支援センターにおける業務継続計画（BCP）の検討に係る作業委員会（所管：調査研究委員会）
  - ・ 実態調査2024ワーキングチーム（所管：調査研究委員会）

新